

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6, 7号機（559）」

2. 日時：平成29年4月12日 10時30分～10時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

照井安全審査官

（安全規制管理官（BWR担当）付）

糸川係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ副長 他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子炉等規制法第43条3の6で定める許可の基準への適合性（経理的基礎）について、先日策定された「新々総合特別事業計画の骨子」及び現在国会において審議されている原子力損害賠償・廃炉等支援機構法一部改正に関して資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、今後必要に応じて指摘等行っていく旨伝えた。

（3）東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

配布資料：

・新々総合特別事業計画の骨子

<http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/pdf1/170322j0101>